

生命(いのち)の安全教育

指導の手引き

(改訂版)

目次

1. 概論（各段階等共通）	1
2. 指導の手引き（幼児期）	8
3. 指導の手引き（小学校 低・中学年）	12
4. 指導の手引き（小学校 高学年）	18
5. 指導の手引き（中学校）	23
6. 指導の手引き（高校）	29
7. 指導の手引き（高校卒業直前）	35
8. 指導の手引き（特別支援教育）	41

※「生命（いのち）の安全教育」の実施に当たり、参考となる情報を以下 URL のページに掲載し、随時更新しております。

御確認いただき、必要に応じて授業で紹介するなど適宜、御活用ください。

また、指導例動画も掲載しておりますので、御活用ください。

<文部科学省 Web サイト「性犯罪・性暴力対策の強化について」>

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

※「生命（いのち）の安全教育」教材等を使用する場合、出典を記載するなどの要件を満たせば商用利用など自由に利用できます。

詳しくは下記を御参照ください。

<文部科学省 Web サイト「文部科学省ウェブサイト利用規約」>

URL : https://www.mext.go.jp/b_menu/1351168.htm

1. 概論（各段階等共通）

① 生命（いのち）の安全教育の趣旨・目標

● 性犯罪・性暴力対策の強化

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要がある。

性犯罪・性暴力の根絶は、待ったなしの課題であり、その根絶に向けて誰もが性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、社会全体でこの問題に取り組む必要がある。

政府の性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議においては、令和2年度から4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」とし、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日決定）に基づき、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の取組を進めた。「生命（いのち）の安全教育」は、これらの取組の一環として推進しているものであり、令和3年4月に「生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引きを作成・公表した。

その後、令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」において、性犯罪・性暴力に関する対応として、「多様性を認め、自他の生命や人権を尊重できる人」に育つよう働きかける発達支持的生徒指導を基盤に、課題未然防止教育としての「生命（いのち）の安全教育」の実施が明記された。

さらに、令和5年3月には、これまでの「集中強化期間」における取組を継続・強化するため、令和5年度から7年までの3年間を「更なる集中強化期間」と位置付け、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」が決定されている。

令和5年7月には性犯罪に関する刑法が改正され、「不同意わいせつ罪・不同意性交等罪」が成立した。被害者の「同意しない意思を形成、表明、または全うすることが困難な状態」でのわいせつ行為や性交等が「不同意わいせつ罪・不同意性交等罪」として処罰されるようになった。

● 生命（いのち）の安全教育

性犯罪・性暴力を根絶していくためには、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことが必要である。そのためには、子供たちに、そして、社会に、①生命（いのち）の尊さや素晴らしさ、②自分を尊重し、大切にすること（被害者にならない）、③相手を尊重し、大切にすること（加害者にならない）、④一人一人が大切な存在であること（傍観者にならない）というメッセージを、強力に発信し続けることが重要である。

このため、就学前の教育・保育を含め、学校等において、地域の人材並びに保護者等の協力と理解を得ながら、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。

推進にあたっては、家族や親戚、学校関係者、友人や知人等の身近な者からの性暴力が年齢や性別にかかわらず起きていること等を十分に認識しつつ、学校、地域の実情や、発達の段階を踏まえた指導を行う。

● 「生命（いのち）の安全教育」の目標

性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命（いのち）の尊さや、性犯罪・性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性犯罪・性暴力が及ぼす影響といった性犯罪・性暴力の防止・対処に関する知識やスキル、一人一人の人権を尊

重なる態度等を身に付け、各段階等に応じて適切に対処できるようにする。

② 各段階等における概要

生命（いのち）の安全教育を推進し、また学校教育全体で性暴力防止に向けた取組を進めるものとする。

各段階等		概要
幼児期		幼児の発達の段階に応じて、自分の体は、自分だけのものであり大切にすること、それは他者も同様であることを意識する。また、自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになったときには、「いやだと言う」、「逃げる」、「安心できる大人に相談する」というような対応方法を知る。
小学校	低・中学年	自分と相手の体を大切にできる態度を身に付けることができるようにする。また、体全部が大切であること、とりわけ水着で隠れる所は自分だけが見たり触ったりしてよい大切な所であり、他者も同様であることを知る。 さらに、嫌な気持ちになる場面について考え、自他の体を守るための同意の基本と、複数の対応方法を知る。
	高学年	自分と相手の心と体を大切にするために、「自分だけの大切な所」を守るルールとして距離感（境界線）を理解できるようにする。また、性暴力の基本的な事柄を理解するとともに、インターネットや SNS 等の事例を踏まえ、被害に遭ったとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
中学校		距離感(境界線)や性的同意等の理解を通して性暴力に関する正しい知識を持ち、性暴力が起きないようにするための考え方・態度を身に付けることができるようにする。また、本人や友人が被害に遭った際の対応方法や、具体的な相談先や手順を知り、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
高校		性暴力の現状や距離感(境界線)、性的同意等を理解することで、性暴力が起きないようにするために自ら考え行動しようとする態度を養う。また、性暴力が起きないようにするために自ら考え行動しようとする態度や関連法等を理解し、性暴力が起きたときに適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
特別支援教育		障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえた指導を通して、児童生徒等が性暴力について正しく理解し、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。

※自分の体：体はどこもすべて大切なその人だけのもの（プライベートなところ）といった、誰もが心と体が尊重されることを表す用語として「プライベートゾーン」「プライベートパーツ」がある。なかでも、むね、おしり、性器、口を指して用いられ、水着で隠れる部分と説明されることがある。

※距離感：自分と相手の心と体を尊重し、それぞれが心地よいと感じる距離を取ることができているかを確認するための言葉。

※境界線：自分が安心・安全と感じられる領域を守るバリアとして定義され、その形や大きさは人それぞれ異なるものであり、相手との関係性やその時々状況によって変化する。

※「距離感」や「境界線」は、どちらも各学校において用いられている状況があることから、本書では「距離感(境界線)」として示している。

か気が付くことがあれば、授業後に個別に教員に申し出るように、あらかじめ伝えることが望ましい。

● 児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント

【事前準備・相談を受けた場合の対応方法】

- ・ 授業後に、児童生徒が性暴力被害を受けた、受けていることを開示してきた場合の対応を事前に検討しておく必要がある。
- ・ 被害開示を受けた場合、児童生徒が安心して話せる場所で、最初の段階では「誰に何をされたか」を聞き取り、最後に「話してくれてありがとう」と伝える。詳細については無理に聞きすぎず、必要に応じて専門機関（警察、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、児童相談所等）と連携して対応する。また、家族や、学校の他教員、専門機関にどこまで情報を共有してよいかについて、本人に同意をとる。
- ・ 聞き取りの際、「なぜ」「どうして」という圧力をかける言葉は避け、「どういうことで」に言い換える。（例：「どうしてそこに行ったの？」ではなく、「どういうことがあって、そこに行くことになったの？」等）
- ・ 被害開示を受けた教職員が怒りや動揺を見せると、被害児童生徒はそれ以上話ができなくなってしまうため、感情的な対応にならないよう留意する。
- ・ 他の教職員に同じ話を聞かれて、被害体験を思い出させられることは、トラウマ体験を深めることにつながり、被害児童生徒の話の内容や記憶が変化してしまう（「記憶の汚染」と呼ばれている）可能性もあるため、もう一度同じ話を聞くことは避ける。聞き取りの際は、児童生徒が信頼できる複数の教職員（スクールカウンセラーを含む）が対応することが望ましい。

【被害児童生徒の心身の回復に向けた支援】

- ・ 被害児童生徒は、心身に大きな傷を負い、寝られない・食べられない等の身体症状や様々なトラウマ反応が現れることがある。教職員は、性暴力の被害者にそのような反応が起きることを理解した上で、被害児童生徒に対して自然な反応であることを伝え、不安をやわらげることが心のケアにつながる。また、スクールカウンセラーと連携して対応することが重要である。
- ・ 被害児童生徒の様子を見守りつつ、保護者と定期的に連絡を取り、被害児童生徒の心身の回復に向けて必要なことや保護者が望んでいることを、理解することが重要である。

● 性被害に遭った経験を有する教員への配慮・対応について

- ・ 性被害経験のある教員がいた場合、生命（いのち）の安全教育の準備や指導を通じて当時の被害がフラッシュバックしてしまう可能性がある。
- ・ 各学校では、そのような被害経験から指導に対して不安がある教職員向けの相談窓口を設置するとともに、適切な専門家や専門機関につないでいくことが望ましい。
- ・ 一方、性被害経験のある教員本人が指導を希望している場合でも、被害対策等について過剰な指導をしてしまうという事例もあるため、他の教員が代行して指導を実施するなどの配慮が求められる。

● 指導上の配慮事項

指導に当たっては、各段階等における指導上の留意点のほか、以下の点にも配慮する必要がある。

【家庭で性暴力被害等の経験がある児童生徒への対応】

- ・ 家庭で被害経験（性暴力被害のみならず、身体的虐待や心理的虐待、ネグレクトの被害

を含む)がある児童生徒は、「自分の体も相手の体も大切」等の内容を理解、実践できない可能性がある。

- ・ 当該の児童生徒については、家庭の養育環境を含む他の要因があることを考慮に入れて、児童相談所等の専門機関と連携して対応することが重要である。

【外国人児童生徒への配慮】

- ・ 挨拶の際の行動や、距離感等の考え方が、文化によって異なる場合がある。外国人児童生徒の文化的な背景に十分配慮し、外国人児童生徒の行動が他の児童生徒からの非難の対象となったり、外国人児童生徒の自尊感情を低下させたりするようなことがないようにする必要がある。

● 保護者への対応（小学校以降）

- ・ 保護者に対する生命（いのち）の安全教育への理解促進の一環、また、学校での指導のみに終始することなく日頃より児童生徒への生命（いのち）の安全教育について家庭等でもフォローいただくことが望ましい。また、性被害に遭った児童生徒、性被害に対して不安を感じる児童生徒への配慮について、学校と家庭、地域が密に連携していくことが望ましい。
- ・ 事前に指導内容や活用する教材等について詳細な説明を実施しなかったため、保護者から説明不足を指摘された事例などもあり、保護者が誤解を生むようなことのないように事前説明を行うことや「保護者への案内ひな形」の活用、授業への参観、また、より理解を深めていただくための保護者に向けた講演会や研修会などを開催することも考えられる。
- ・ 例えば、お便り等を通じて保護者に対して、事前に授業のねらいや内容について伝え、授業後もその様子を伝える。
- ・ 授業後に保護者から相談が寄せられた場合は、状況に応じて児童生徒への聞き取りや専門機関の紹介を行う。
- ・ 授業の保護者の参観については学校の判断とするが、参観を可能とすることも考えられる。

※幼児教育及び特別支援教育における保護者への対応のポイントは、「指導の手引き（幼児期）」及び「指導の手引き（特別支援教育）」を参照。

● 教職員の深い理解と対応に向けた研修の実施

- ・ 生命（いのち）の安全教育をより効果的に推進していくためには、一人一人の教職員がその内容について理解を深めながら、児童生徒への対応や指導を行うことが重要となる。
- ・ 性被害に遭った児童生徒や性被害に不安のある児童生徒に対して、学校関係者はどの水準までの対応を行い、外部の専門家や機関とどのような連携を図っていくべきか、また、日々の学校生活の中で児童生徒に対してどのような指導を行うべきか、などへの深い理解と対応・実施が期待される。
- ・ このため、すべての教職員は、最新の正しい知識の習得や対応・実施に向けた参加型の研修への参加が期待される。
- ・ また、学校の管理職は、教職員に向けた研修の必要性について理解いただきたい。
- ・ OJT型研修の一環として、外部講師を招聘・活用して児童生徒に対する指導を実施する事例がある。こうした進め方は学校内に専門的な知見やノウハウを吸収したり、早期に学校内で生命（いのち）の安全教育を実施するうえで有効な方法となる。
- ・ また、外部化・省力化を目的として外部講師を活用する場合には、「生命（いのち）の安全教育」の趣旨について、教職員に対して十分な共通理解を行った上で実施する必要がある。
- ・ また、文部科学省において生命（いのち）の安全教育の指導用動画も提供している。上記観点を踏まえ、効果的に活用いただきたい。

⑤相談機関

児童生徒の状況に応じて、専門機関（警察、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、児童相談所等）と連携して対応することが望ましい。

相談機関（例）を以下に示す。

相談機関	機関概要	連絡先
性犯罪被害相談電話	性犯罪の被害等の相談に対応。発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる。	#8103（ハートさん）
警察相談専用電話	近くの都道府県の警察本部等の総合窓口直接につながる。	#9110 ※最寄りの警察署でも対応
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	性犯罪・性暴力に関する相談について、関係機関と連携し、医療的支援、相談・カウンセリング等の心理的支援、病院・警察への同行支援、法的支援等を実施（各センターによって支援内容は異なる）。	#8891（はやくワンストップ） ※全国共通番号 ※最寄りのセンターにつながる
児童相談所	子どもに関する家庭その他からの相談に対して、子どもが有する問題や子どもの置かれた環境の状況等に応じて、必要な支援を実施。	189 ※最寄りの児童相談所につながる ※相談専用「児童相談所相談専用ダイヤル」 0120-189-783
Cure time（キュアタイム）	性暴力の悩みを匿名で相談可能。SNS相談は毎日17時～21時まで実施。	SNS相談（日本語、外国語対応）、メール相談（日本語のみ）
子どもの人権110番（法務局・地方法務局）	子どもの人権問題に関する相談について、事案に応じて関係機関と連携し、被害児童の保護を図るなどの措置を実施。	0120-007-110 ※最寄りの法務局・地方法務局につながる
こどもの人権SOSミニレター（法務局・地方法務局）	全国の小中学校の児童・生徒を対象に、相談専用の便せん兼封筒である「こどもの人権SOSミニレター」を配布し、子どもたちがミニレターに書いて送付した悩みごとの相談に対応。	最寄りの法務局・地方法務局
女性の人権ホットライン（法務局・地方法務局）	女性の人権問題に関する相談について、事案に応じて関係機関と連携し、被害女性の保護を図るなどの措置を実施。性的画像を含むインターネット上の人権侵害情報の削除などの相談にも対応。	0570-070-810 ※最寄りの法務局・地方法務局につながる ※インターネットで相談可
犯罪被害者支援ダイヤル（日本司法支援センター（法テラス））	被害に遭われた方やご家族の状況等に応じて適切な法律制度や相談窓口を紹介。	0570-079714（なくことないよ） ※IP電話からは03-6745-5601

相談機関	機関概要	連絡先
		※メール問合せも可
<u>ギュっとCH / 犯罪被害者等施策ホームページ (警察庁)</u>	主な犯罪被害者等施策、犯罪被害に関する相談機関、イベント情報、犯罪被害者白書を紹介。	https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/portal/index.html#gsc.tab=0

※NPO等の民間団体を含め、上記以外の相談機関に相談することも可能である。
 内閣府男女共同参画局ウェブサイト（以下）等でも、相談窓口を案内している。
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/vaw/consult.html

2. 指導の手引き（幼児期）

● 幼児期におけるねらい

以下について、幼児の発達の段階に応じてできるようになっていく。

- ・ 自分の体は自分だけのものであり、大切にすること。
- ・ 自分だけの大切な所（「水着で隠れる部分」等）は、見せたり、触らせたりしてはいけないことを意識すること。
※ 水着で隠れる部分は、「プライベートゾーン」、「プライベートパーツ」といわれることもある。
- ・ 自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになったときの対応方法を身に付けること。
- ・ 自分の体と同様に、相手の体も大切にすること。
- ・ 相手の大切な所を、見たり、触ったりしてはいけないことを意識すること。

※自分の体：体はどこもすべて大切なその人だけのもの（プライベートなところ）といった、誰もが心と体が尊重されることを表す用語として「プライベートゾーン」「プライベートパーツ」がある。なかでも、むね、おしり、性器、口を指して用いられ、水着で隠れる部分と説明されることがある。

● 指導事例

① 対象年齢（目安）

5歳～6歳

② 実施場面

怪我をしたときや園の生活や遊びの中で折りに触れて、自分がかげがえのない存在であり、自分の体は自分だけのものであるため、自分の体に他者が触れることは自分で決めることができるという気持ちを育むとともに、自分だけの大切な所、自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになったときの対応方法について伝える。

③ 使用教材

教材の使用の有無については、幼児の発達や指導の場面に応じて判断する。

- ・ 文部科学省作成のスライド教材「生命（いのち）の安全教育（幼児期）」
※一部のスライド教材の使用、並びにスライド教材内オプションスライドの差し替え、複数回に分けての使用等について各園の独自判断にて工夫いただくことを想定。
- ・ 文部科学省作成の動画教材「生命（いのち）の安全教育動画教材（幼児期）」
※オプションスライドは動画教材では使用していないため、動画教材視聴の際は、各園の状況に合わせてオプションスライドで補足いただきたい。
- ・ 他（絵本、ペープサート、寸劇等）。

④ 題材について

■ 題材設定の理由

- ・ 自分と違う体のつくりに気付き、興味を持ち始める幼児もおり、性暴力の加害者・被害者にならないよう、幼児期から自分や相手の体を大切にできるようにする。

■ 指導上の留意点

- ・ 幼児期の教育は生涯の人格形成の基礎を培う重要なものである。そのため、園での生活や他の幼児との関わりを通して、自分自身を大切にすること、相手を尊重する気持ちを育てていくことが大切である。そして、これらを基盤に、自分と相手の大切な所を

<p>守るルール、自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになったときの対応方法について、遊びや日常生活を通して繰り返し伝えることが重要である。例えば、着替えの際には、男女の同室別室に関わらず、他の幼児の着替えの様子をじっと見つめる等、相手が嫌な気持ちになるような言動はせず、自分も相手も気持ち良く過ごせるようにすることが大切であると伝えること等が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導にあたっては、幼児に気持ちや思いを聞きながら、応答的に実施すること、また、「子どもの話を聞く」ことが「尊重」「自己肯定感」の最初の一步となることに十分留意する必要がある。 ・ 実際の性暴力においては、水着で隠れる部分への接触だけでなく、体を撫でる、顔にキスをするといった行為が多いことを念頭に、「水着で隠れる部分」のみが大切であるという伝え方にならないよう注意する。 ・ また、自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになったときには、「いやだと言う」、「逃げる」、「安心できる大人に相談する」ことが重要である。 <p>■ 指導方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省作成のスライド教材を紙芝居形式にして活用する。ただし、幼児期は遊びや生活を通して学ぶ時期であることから、紙芝居形式の活用のみではなく、園での生活の中で機会を捉えて指導することが大切である。その際、自分自身を大切にすること、相手を尊重する気持ちを育むことを基盤に、幼児の疑問や気付きを大切にすることで、幼児なりにその必要性が理解できるようにする。 ・ 園での生活の中で場面を捉えて、教材を切り分けたり、複数回、複数年次に分けて使用したりしてもよい。(例：プール等、一斉に着替える場面があるときに「じぶんだけのだいじなところ」のパートを用いて自分だけの大切な所について幼児に伝える) <p>■ 「性暴力」というテーマを取り扱う上での留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児期は、生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、いたずらに恐怖心を煽る指導とならないよう配慮を行う。 ・ また、家族や親族等から性暴力被害を受けている幼児がいる可能性があることを意識した上で、指導する必要がある。 ・ 性暴力被害を受けた、もしくはを受けている可能性がある幼児がいれば、特に注意深く様子を見守り、適宜フォローする。
--

⑤ 学習内容・留意点等
遊びや生活を通して、幼児なりにその必要性を感じ、できるようになっていくようにする。

テーマ	内容	指導上の留意点	教材等
じぶんのかからだ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の体は自分だけの大切なものであることに気付く。 ・ 相手の体も大切であることを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の体を大切にするためにできることが何かを考えさせる。 ・ 冒頭のスライド2、3は、その一例である。他に、体を清潔に保つこと等があげられる。 	教材 P.1～5
じぶんだけのだいじな所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分だけの大切な所（「水着で隠れる部分」等）に気付く。 ・ 自分だけの大切な所は見せたり、触らせたりしない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水着で隠れる部分だけでなく、口や顔、その他の部分を含め、自分の体は全てが大切であることを伝える。様々な水着（体操 	教材 P.6～13 ※ラッシュガード着用版 P.7-1、P.9-1

テーマ	内容	指導上の留意点	教材等
	<p>ことを理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相手の大切な所を、見たり、触ったりしてはいけないことを理解する。 	<p>着)のデザインをそれぞれ表示(ラッシュガードタイプや従来のタイプの水着や体操着)し、どこがプライベートゾーンかを確認することも考えられる。子供たちを被害者にも加害者にもさせないために、プライベートゾーンに関する左記の内容や、「じぶんだけがみたりさわったりしていいところ」について理解を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、これは他者も同様であり、プライベートゾーンを尊重することを確認する。 	<p>※複数の相談相手版 P.13-1</p>
いやなきもち	<ul style="list-style-type: none"> 嫌な気持ちになる触り方について考え、複数の対応方法を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活で起こり得る、急に抱きつかれるなどの場面を通して、びっくりしたり、嫌な気持ちになったりすることがあることに気付かせる。 幼児の間で、スカートをめくったりズボンを下ろしたりするような場面を見かけたときは、そうした行為も性的ないじめにつながる可能性があることを念頭に、スカートめくりやズボン下ろし等も嫌な触り方/嫌な触られ方であることを伝える。 嫌な触られ方をしたときの対処法について考えさせ、もし嫌な触られ方をしたときには、「いやだと言う」、「逃げる」、「安心できる大人に相談する」ことを確認する。 なお、必ずしもこうした対処法ができないこともあることに留意する。 嫌な触られ方をしたときに相談する「安心できる大人」について考えさせ、 	<p>教材 P.14～24</p> <p>※ラッシュガード着用版 P.19-1</p> <p>※複数の相談相手版 P.23-1</p>

テーマ	内容	指導上の留意点	教材等
		例えとして、幼稚園・保育園の教職員や、家族等がいることを伝える。 ・ また、安全を守ってくれる大人が沢山いることを補足する。	

⑥ 幼稚園・保育所等の施設全体で性暴力被害防止に取り組む際のポイント

- ・ 園生活の中で、幼児同士で相手の体を触ったり、抱きついたりする場面がよく見られるが、一方が嫌がっている場合もあるため、それに教職員が気づき、そのときの状況や幼児の思いに配慮しながら、声を掛けたり、幼児同士のコミュニケーションを促したりすることが重要である。
- ・ プール（水）遊びや健診等、幼児が一斉に着替えるような場面では、着替えているところを見られたくないという幼児もいるため、教職員がこのような幼児の声に耳を傾け、必要に応じて個別に対応を行うことが重要である。
- ・ 自分は大切な存在という自尊心が育まれていないことが、自分や相手を傷つける行動につながることもあるため、日常生活の中で幼児の言動を観察し、頑張っていることやできていること等を認めて声を掛けることが重要である。
- ・ 相手が嫌がっているにも関わらず体を触ることや、水着で隠れる部分を無理に見ようとすること等が性的ないじめにつながるといったことも幼児に伝える必要がある。ただし、その際は幼児の発達に応じた伝え方となるよう、例えば、相手が嫌がっているときに無理に体を触ってはいけないことをはっきりと伝えていくこと等が考えられる。

⑦ 保護者への対応

- ・ 保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児の活動の機会を設けたりすることを通じて、家庭との連携を十分に図り、保護者の「生命（いのち）の安全教育」に関する理解が深まるよう配慮する。
- ・ 保護者から相談が寄せられた場合は、状況に応じて専門機関の紹介を行う等、対応を事前に検討しておく必要がある。

3. 指導の手引き（小学校 低・中学年）

● 小学校 低・中学年におけるねらい

以下について、児童の発達の段階に応じてできるようになっていく。

- ・ 自分の体も他の人の体も大切であることを理解できるようにする。
- ・ 自分と他の人の大切な所（「水着で隠れる部分」等）を理解できるようにするとともに、大切な所を守るルールを理解できるようにする。
※ 水着で隠れる部分は、「プライベートゾーン」、「プライベートパーツ」といわれることもある。
- ・ 自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになる場面について考え、このような場面が起こったときの対応方法を身に付けることができるようにする。
- ・ 自分と他の人を大切にする態度を養う。
- ・ 他者との関係において「同意」を得る態度を養う。

※自分の体：体はどこもすべて大切なその人だけのもの（プライベートなところ）といった、誰もが心と体が尊重されることを表す用語として「プライベートゾーン」「プライベートパーツ」がある。なかでも、むね、おしり、性器、口を指して用いられ、水着で隠れる部分と説明されることがある。

● 指導事例

① 題材名「生命（いのち）の安全教育」

② 学年（目安）

小学校 1年生～4年生

③ 使用教材

教材の使用の有無については、児童の発達や指導の場面に応じて判断する。

- ・ 文部科学省作成のスライド教材「生命（いのち）の安全教育（小学校低・中学年）」
※一部のスライド教材の使用、並びにスライド教材内オプションスライドの差し替え、複数回、複数年次に分けての使用等について各校の独自判断にての工夫を想定。
- ・ 文部科学省作成の動画教材「生命（いのち）の安全教育動画教材（小学校低・中学年）」
※オプションスライドは動画教材では使用していないため、動画教材視聴の際は、各校の状況に合わせてオプションスライドで補足いただきたい。
- ・ 他（絵本、ペープサート、寸劇、アンケート等）。

④ 題材について

■ 題材設定の理由

- ・ 小学校低・中学年から自分と他の人の体を大切にできるようにすることで、性暴力の加害者・被害者にならないための知識や判断力を身に付ける必要がある。
- ・ 相手の気持ちを考えずに、自分の大切な所を見せたり、他の人の大切な所を見たり、触ったりすることも性暴力にあたることを理解することで、性暴力の加害者にならないための思考を身に付ける必要がある。
- ・ 性暴力の加害者は家族や親族等の身近な人である場合もあり、児童が性暴力被害に気が付いていない場合もあることから、自分と他の人の大切な所について学び、大切な所を守るルールを理解することで、性暴力被害に気が付けるようになる必要がある。
- ・ ただし、幼児期から小学低学年にかけては、生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、いたずらに恐怖心を煽る指導とならないよう配慮を行う。

<p>■ 指導上の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の理解を深めるため、日常生活の場面を想定した事例を通して、自分と他の人の大切な所を守るルールや、自分の体を見られたり、触られたりして嫌な気持ちになったときの対応方法等について指導する。 ・ また、性的同意の前段階となる「同意」を得ることについて指導する。 ・ 対応方法の重要手段となる安全を守ってくれる信頼できる大人に相談するにあたって、どのような大人が信頼できる大人なのかを十分に理解させる必要がある。 ・ 実際の性暴力においては、水着で隠れる部分への接触だけでなく、体を撫でる、顔にキスをするといった行為が多いことを念頭に、「水着で隠れる部分」のみが大切であるという伝え方にならないよう注意する。 ・ なお、教材の内容については各学校や地域の状況等に応じて、適宜内容の加除や改変を行った上での使用や、複数回、複数年次に分けて指導することも可能である。 <p>■ 「性暴力」というテーマを取り扱う上での配慮・留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族や親族等から性暴力被害を受けている児童がいる可能性があることを意識した上で、授業を行う必要がある。 ・ 性暴力被害に遭ったもしくは遭っている児童がいる可能性を十分に考慮し、気分が悪くなった場合は授業中にいつでも退席できる体制を取るとともに、配慮が必要と思われる児童がいれば授業中の様子を特に注意深く見守る。可能であれば、養護教諭が授業に立ち会い、児童の様子を見て適宜フォローする。 ・ 過去に性暴力に遭った児童がいることを把握している場合、授業前に個別に声をかけて授業に参加するかどうかは自分で決めてよいと伝える。
--

⑤ 展開

	学習内容・活動	指導上の留意点	教材等
導入	・ 授業のねらいや全体像を知る	・ 授業のねらいと授業内容を説明する。	教材 P.1
	・ 学習上の注意点	・ 学習中に不調を来して退出したい等の場合は教師に申し出てよいこと等を伝える。	教材 P.2
	・ 自分の体は自分だけの大切なものであることを理解する	・ 日常生活の場面のイラストを示して、自分の体は自分だけのもので大切であることを伝える。例えば、けがをしたときは、痛くなくなるようにしたり、けがが治るようにしたりすることで、自然と自分の体を大切にしていることを伝える。	教材 P.3～6
	・ 本時の学習内容のねらいを理解する	・ 自分の体を大切にするためにできることは何かを考えさせる。(例：ご飯を食べる、寝る、運動する等)	教材 P.7

	学習内容・活動	指導上の留意点	教材等
展開	・ 自分だけの大切な所（「水着で隠れる部分」等）を知る	・ 水着で隠れる部分だけでなく、どのような場所が大切か考えさせ、口や顔、その他の部分を含め、自分の体は全てが大切であることを伝える。ここでは様々な水着（体操着）のデザインをそれぞれ表示（ラッシュガードタイプや従来のタイプの水着や体操着）し、どこがプライベートゾーンかを確認する。子供たちを被害者にも加害者にもさせないためにプライベートゾーンに関する内容について確認し、「じぶんだけがみたり さわったりしていいところ」であることを伝える。	教材 P.8～10 ※ラッシュガード着用版 P.10-1 ※体操着用版 P.10-2
	・ 自分だけの大切な所は見せたり、触らせたりしてはいけないことを理解する	・ 日常生活の場面のイラストを示して、自分だけの大切な所を守るためのルールを伝える。	教材 P.11 ※体操着用版 P.11-1
	・ 他の人の体も大切であることを理解する	・ 自分の体と同様に、他の人の体も大切であることを伝える。	教材 P.12
	・ 他の人の大切な所を、見たり、触ったりしてはいけないことを理解する	・ 日常生活の場面のイラストを示して、他の人の大切な所を守るためのルールを伝える。	教材 P.13 ※体操着用版 P.13-1
	・ (オプション)教室など学校内で、誰かと理由なく2人きりにならないことを理解する	・ 学校内で、理由なく誰かと2人きりにならないよう伝える。	※P.14-1
	・ 自分の体を触られて嫌な気持ちになる場面について考え、対応方法を知る	・ 自分の体を触られてびっくりしたり、嫌な気持ちになったりする場面について考えさせる。 ※ 小学校4年生に対しては、小学校高学年向けの教材のP.8「人とのきより感って何だろう？」を用いて指導してもよい。	教材 P.15～20 ※身近な人からの性被害版 P.18-1

	学習内容・活動	指導上の留意点	教材等
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>距離感(境界線)とは： 自分の心と体は自分だけの ものであり、他の人も 同様である。互いに心と 体を尊重できているかを 確認するための言葉を 「距離感(境界線)」として いる。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の間でスカートめくりやズボン下ろし等が行われている場面を見かけたときは、そうした行為も性暴力につながる可能性があることを念頭に、スカートめくりやズボン下ろし等も嫌な触り方／触られ方であることを伝える。 ・ 嫌な触られ方をしたときに相談する「安心できる大人」について考えさせ、例えば学校の教職員や、養護教諭、家族等がいることを伝える。 ・ 「変だな」、「嫌だな」と思う人にはついていってはいけないことを伝える。 ・ 自分の体に嫌な触られ方をしてしまっても、「触られた人が悪いわけではないよ」ということを伝える。 ・ 加害経験がある児童を責めるような発言をしてはならない。 ・ 嫌な触られ方をしたときの対処方法を考え、発表させる。嫌な触られ方をしたときには、「いやだと言う」、「逃げる」、「安心できる大人に相談する」ことを確認する。 	<p>※複数の相談相手版 P.19-1</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他者との関係において同意する」とはどういうことかを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他者の体に触れるときには同意が必要であることを学ばせる。具体的には 	<p>教材 P.21～30</p>

	学習内容・活動	指導上の留意点	教材等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ また、「同意したくない」ときは「イヤ」と言ってよいことを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> 「手をつなぎたい」と言う/言われることを取り上げる。 ・ 同意を得られなくても、相手の意志を尊重すること、また、同意を得られないことが、本人の人格を否定するものではないことを理解させる。 ・ 「『同意したくない』ときは『イヤ』と言ってよいことを知る。また、その場をはなれてもよいこと(逃げる)を理解させる。 ・ 他者から同意を求められずいきなり触れられたり、いったん同意してもいやな気分になったときには、「イヤ」と言ってよいことを気づかせる。また、その場をはなれて、逃げてもよいことを理解させる。 ・ 自分の体に誰がどのように見る/触るかといった、自分の体のことを決められるのは自分だけであることを確認する。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ※小学校4年生に対しては、小学校高学年向けの教材のP. 15「ネットと性的な暴力」を用いてインターネットやSNS等を安全に利用すること指導してもよい ・ SNSやオンラインゲーム、オンライン動画等で見えない相手とつながることの注意点について考え、安全な意思決定と行動選択ができるよう指導する。 ・ スマートフォン所持率が高くなり、様々な情報を入手しやすくなることから、事例を通して、インターネットやSNS等を介して性暴力被害が起き得る危険 	

	学習内容・活動	指導上の留意点	教材等
		性があることに気付かせる。 ・ インターネットや SNS 等上に載せた画像や動画は、見た人が勝手に保存する等、あとで消すことが難しくなることを伝える。 ・ 性暴力被害に遭っても、「被害者は悪くない」ということを伝える。	

※距離感：自分と相手の心と体を尊重し、それぞれが心地よいと感じる距離を取ることができているかを確認するための言葉。

※境界線：自分が安心・安全と感じられる領域を守るバリアとして定義され、その形や大きさは人それぞれ異なるものであり、相手との関係性やその時々状況によって変化する。

※「距離感」や「境界線」は、どちらも各学校において用いられている状況があることから、本書では「距離感(境界線)」として示している。

⑥ 授業の進め方の工夫、ワークシート活用のポイント

■ 授業の進め方の工夫

- ・ 本題材の中でキーワードとなる言葉（例：じぶんのからだはじぶんだけのものでもたいせつ）を黒板に書き、授業の内容を振り返りやすくする。
- ・ 要所要所で問いかけながら、児童に自分事として理解を深めさせる。
- ・ 自分だけの大切な所については、男の子と女の子の水着のイラストを黒板に貼って説明し、児童が視覚的にイメージしやすいようにするとともに、児童の印象に残るようにする。

■ ワークシート活用のポイント

- ・ 今日学んだことの振り返りをして発表させることで、学習内容の定着を図る。

4. 指導の手引き（小学校 高学年）

● 小学校 高学年におけるねらい

- 以下について、児童の発達の段階に応じてできるようになっていく。
- ・ 自分と他の人の大切な所（「水着で隠れる部分」等）を守るルールを理解できるようにする。
※ 水着で隠れる部分は、「プライベートゾーン」、「プライベートパーツ」といわれることもある。
 - ・ 心と体には距離感(境界線)があるという認識を身に付けるとともに、「同意」なく距離感を詰める(境界線を越える)性的な行為は全て「性暴力」であることを理解できるようにする。
 - ・ 距離感(境界線)が守られないとき取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。
 - ・ インターネットや SNS 等で見えない相手とつながることの注意点について考え、安全な意思決定と行動選択ができるようにする。
 - ・ お互いの気持ちを尊重し、よりよい人間関係を構築しようとする態度を養う。

※自分の体：体はどこもすべて大切なその人だけのもの（プライベートなところ）といった、誰もが心と体が尊重されることを表す用語として「プライベートゾーン」「プライベートパーツ」がある。なかでも、むね、おしり、性器、口を指して用いられ、水着で隠れる部分と説明されることがある。

※距離感：自分と相手の心と体を尊重し、それぞれが心地よいと感じる距離を取ることができているかを確認するための言葉。

※境界線：自分が安心・安全と感じられる領域を守るバリアとして定義され、その形や大きさは人それぞれ異なるものであり、相手との関係性やその時々状況によって変化する。

※「距離感」や「境界線」は、どちらも各学校において用いられている状況があることから、本書では「距離感(境界線)」として示している。

● 指導事例

① 題材名「生命（いのち）の安全教育」

② 学年（目安）

小学校 5 年生～6 年生

③ 使用教材

教材の使用の有無については、児童の発達や指導の場面に応じて判断する。

- ・ 文部科学省作成のスライド教材「生命（いのち）の安全教育（小学校高学年）」
※一部のスライド教材の使用、並びにスライド教材内オプションスライドの差し替え、複数回、複数年次に分けての使用等について各校の独自判断にての工夫を想定。
- ・ 文部科学省作成の動画教材「生命（いのち）の安全教育動画教材（小学校高学年）」
※オプションスライドは動画教材では使用していないため、動画教材視聴の際は、各校の状況に合わせてオプションスライドで補足いただきたい。
- ・ 他(アンケート等)。

④ 題材について

- 題材設定の理由
- ・ 小学校 1 年生～4 年生の学習で身に付けた「自分と他の人の体を大切にする」という

<p>考え方をベースに、自分以外の他人を尊重するための心と体の距離感を学び、自分と他人を守る距離感のルールを理解することで、性暴力の加害者・被害者にならないための思考力を高める必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対等な関係性を理解することで、性暴力の加害者にならないための思考を身に付ける必要がある。 小学校中学年以上では、スマートフォンを所持している児童や、パソコンを使用できる環境にある児童も多く、インターネットやSNS等を介した性暴力被害「デジタル性暴力」を未然に防ぐため、事例を通して安全にインターネットやSNS等を利用することについて理解する必要がある。 <p>■ 指導上の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活の場面を想定した事例を通して、自分を守る心と体の距離感（境界線）や、距離感（境界線）が守られないときの対応方法、安全なインターネット利用について指導する。 実際の性暴力においては、水着で隠れる部分への接触だけでなく、体を撫でる、顔にキスをするといった行為が多いことを念頭に、「水着で隠れる部分」のみが大切であるという伝え方にならないよう注意する。 なお、教材の内容については各学校や地域の状況等に応じて、適宜内容の加除や改変を行った上での使用や、複数回、複数年次に分けて指導することも可能である。 <p>■ 「性暴力」というテーマを取り扱う上での配慮・留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近な人からの性暴力被害も少なからず存在することが内閣府の調査結果等でも確認されており、その場合、子供が被害を隠す傾向があり、表面化しにくい。 家族や親族等から性暴力被害を受けている児童がいる可能性があることを意識した上で、授業を行う必要がある。 性暴力被害に遭ったもしくは遭っている児童がいる可能性を十分に考慮し、気分が悪くなった場合は授業中にいつでも退席してよいことを伝えるとともに、配慮が必要と思われる児童がいれば授業中の様子を特に注意深く見守る。可能であれば、養護教諭が授業に立ち会い、児童の様子を見て適宜フォローする。 過去に性暴力に遭った児童がいることを把握している場合、授業前に個別に声をかけて授業に参加するかどうかは自分で決めてよいと伝える。

※デジタル性暴力: インターネットやスマートフォンなどのデジタル機器を利用して行われる性的な暴力の総称。被害者の同意なく性的な画像を撮影・拡散したり、性的な関係を強要したりする行為などが含まれる。デジタル性暴力は、被害者の尊厳を深く傷つけ、長期にわたる精神的苦痛を与える深刻な人権侵害である。

⑤ 展開

	学習内容・活動	指導上の留意点	教材等
導入	・ 授業のねらいや全体像を知る	・ 授業のねらいと授業内容を説明する。	教材 P.1
	・ 学習上の注意点	・ 学習中に不調を来して退出したい等の場合は教師に申し出てよいこと等を伝える。	教材 P.2
	・ 自分だけの大切な所は、見せたり、触らせたりしてはいけないことを確認	・ 日常生活の場面のイラストを示して、自分だけの大切な所を守るためのルールを確認させる。	教材 P.3~4 ※ラッシュガ

	学習内容・活動	指導上の留意点	教材等
	<ul style="list-style-type: none"> する 	<ul style="list-style-type: none"> 水着で隠れる部分だけでなく、どのような場所が大切か考えさせ、口や顔、その他の部分を含め、自分の体は全てが大切であることを伝える。 ここでは様々な水着（体操着）のデザインをそれぞれ表示（ラッシュガードタイプや従来のタイプの水着や体操着）し、どこがプライベートゾーンかを確認する。 	一ド着用版 P.3-1 ※体操着着用版 P.3-2、P.4-1
	<ul style="list-style-type: none"> 他の人の大切な所を、見たり、触ったりしてはいけないことを確認する 	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活の場面のイラストを示して、他の人の大切な所を守るルールを確認させる。 	教材 P. 5 ※体操着着用版 P.5-1
展開	<ul style="list-style-type: none"> 自分の体が一番大切であり、自分の体と同様に他の人の体も大切であることを確認する 	<ul style="list-style-type: none"> 導入で学んだ内容について、児童の理解を確認する。 	教材 P.6～7
	<ul style="list-style-type: none"> 人との距離感があることを知る 	<ul style="list-style-type: none"> 自分と他の人（家族や教員も含む）の間には心と体の距離感があること、尊重すべきことを日常生活の場面を想定した事例を通して理解させる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>距離感(境界線)とは： 自分の心と体は自分だけのものであり、他の人も同様である。 互いに心と体を尊重できているかを確認するための言葉を「距離感(境界線)」としている。</p> </div>	教材 P.8～10
	<ul style="list-style-type: none"> 性暴力について理解する 	<ul style="list-style-type: none"> 急に性暴力の話になると、被害当事者がフラッシュバックを起こす可能性があるため、ここからは性暴力の話になることを予告し、中座を可能にする。 性暴力に性別は関係ないことを伝える。 性暴力は身近で発生していることを理解させる。 性暴力には接触型暴力と非接触型暴力があることを伝える。具体例は下記の通りである。 接触型暴力（体にさわるもの） 	教材 P.11～14

	学習内容・活動	指導上の留意点	教材等
		プライベートゾーンを触る 性的な行為（キスなど）をする 痴漢 等 非接触型暴力（体にさわらないもの） のぞき・盗撮 下着を盗む 性について、体についてのからかい 性的な画像や動画を見せる・送る 等	
	<ul style="list-style-type: none"> インターネットや SNS 等において、見えない相手とつながることの注意点を理解する 	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォン所持率が高くなり、様々な情報を入手しやすくなることから、事例を通して、インターネットや SNS 等を介して見えない相手とつながることの注意点について考え、安全な意思決定と行動選択ができるようになる。 インターネットや SNS 等上に載せた画像や動画は、見た人が勝手に保存する等、あとで消すことが難しくなることを伝える。 性暴力被害に遭っても、「被害者は悪くない」ということを伝える。 	教材 P.15～17 ※画像投稿版 P.16-1 ※オンラインゲーム版 P.16-2
	<ul style="list-style-type: none"> 性暴力に遭ったとき取るべき行動を知るとともに、相談方法を身に付ける 	<ul style="list-style-type: none"> 性暴力に遭ったときには、どのような行動を取るべきかを考えさせ、「いや」と言うことが大切であることや、誰に相談すればよいかを伝える。 なお、必ずしもこうした対処法ができないこともあることに留意する。また、安全を守ってくれる大人が沢山いることを補足する。 相談の仕方がわからない児童・生徒が多く、不安に思っているケースがあることから、相談するにあたってのヒントとして、具体的な方法を例示する。 	教材 P.18～20 ※複数の相談相手版 P.18-1
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> 自分と相手を大切にし、良好な関係性を築くため 	<ul style="list-style-type: none"> 良好な関係性を築くためにできることを考えさせる。 	教材 P. 21

	学習内容・活動	指導上の留意点	教材等
	にはどうしたらよいか考える		

⑥ 授業の進め方の工夫、ワークシート活用のポイント

■ 授業の進め方の工夫

- ・ 本題材の中でキーワードとなる言葉（例：自分の体が一番大切）を黒板に書き、授業の内容を振り返りやすくする。
- ・ 要所要所で問いかけながら、児童に自分事として理解を深めさせる。

■ ワークシート活用のポイント

- ・ 今日学んだことの振り返りをして発表させることで、学習内容の定着を図る。

5. 指導の手引き（中学校）

● 中学校におけるねらい

以下について、生徒の発達の段階に応じてできるようになっていく。

- ・ 心と体には距離感(境界線)があるという認識を身に付けるとともに、「同意」なく距離感を詰める(境界線を越える)性的な行為は全て「性暴力」であることを理解できるようにする。
- ・ 距離感(境界線)が守られないとき取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。
- ・ 性暴力の例や背景を理解し、デートDV、インターネットやSNS等で見えない相手とつながることの危険性について考え、安全な意思決定ができるようにする。
- ・ お互いの気持ちを尊重し、よりよい(望ましい)人間関係を構築しようとする態度を養う。

※距離感：自分と相手の心と体を尊重し、それぞれが心地よいと感じる距離を取ることができているかを確認するための言葉。

※境界線：自分が安心・安全と感じられる領域を守るバリアとして定義され、その形や大きさは人それぞれ異なるものであり、相手との関係性やその時々状況によって変化する。

※「距離感」や「境界線」は、どちらも各学校において用いられている状況があることから、本書では「距離感(境界線)」として示している。

● 指導事例

① 題材名「生命（いのち）の安全教育」

② 学年（目安）

中学校 1年生～3年生

③ 使用教材

教材の使用の有無については、生徒の発達や指導の場面に応じて判断する。

- ・ 文部科学省作成のスライド教材「生命（いのち）の安全教育（中学校）」
 - ※一部のスライド教材の使用、並びにスライド教材内オプションスライドの差し替え、複数回、複数年次に分けての使用等について各校の独自判断にての工夫を想定。
- ・ 文部科学省作成の動画教材「生命（いのち）の安全教育動画教材（中学校）」
 - ※オプションスライドは動画教材では使用していないため、動画教材視聴の際は、各校の状況に合わせてオプションスライドで補足いただきたい。
- ・ 他(アンケート等)。

④ 題材について

■ 題材設定の理由

- ・ 中学校での性暴力は、加害者に優位性がある状況での被害が多く、生徒間での性暴力も増加する。また、インターネットへのアクセスが容易になりSNS等を介した被害も発生する。
- ・ 被害が増える一方で、大人に相談するのが難しくなりやすく、一人で抱え込むことがある。性暴力が起こる背景についても学び、自分が被害に遭った場合に信頼できる大人に話す等対処の方法を身に付ける必要がある。
- ・ 性暴力が性に対する誤った思い込みにより引き起こされることが多いことや、対等な関係性がない中で引き起こされていることを理解することで、性暴力の加害者にならないための思考を身に付ける必要もある。

- ・ 自分や相手、一人一人を尊重することにより、加害者、被害者、傍観者にならないための思考や態度を身に付ける必要がある。
- 指導上の留意点
- ・ 身近な事例等を用いて学習することで、性暴力の実態を知り、何が性暴力なのか気付けるようにする。ただし、生徒の中には被害者がいる可能性を念頭に置き、説明の際の表現には十分注意が必要である（後述）。
 - ・ 性暴力は、年齢や性別を問わず起こることを伝える。
 - ・ 加害者が身近な人である場合も少なくない。見知らぬ大人（特に男性）のみが危険と決めつけないようにしなければならない。
 - ・ 他人との適切な距離感(境界線)や対等な関係の大切さを理解させ、性暴力が起こる背景を考えさせる。被害者にならないようにするためにはどうしたらよいか考えを深めるとともに、加害者・傍観者にもならないよう意識づけをする。
 - ・ 上記と関連付けて性的同意について知識を深めるとともに、性的な行為については、合意の有無に関わらず、性感染症のリスクや、妊娠による社会的責任が生じ得ること等について、発達の段階を踏まえて、必要に応じて適宜指導する。
 - ・ なお、教材の内容については各学校や地域の状況等に応じて、適宜内容の加除や改変を行った上での使用や、複数回、複数年次に分けて指導することも可能である。
- 「性暴力」というテーマを取り扱う上での配慮・留意事項
- ・ すでに被害を受けている生徒がいるかもしれないと意識すること。授業の中で、二次被害を受けることのないよう配慮が必要である。
 - ・ 過去に性暴力に遭った生徒がいることを把握している場合、授業前に個別に声をかけて授業に参加するかどうかは自分で決めてよいと伝える。また、学校側が把握していても、性暴力の被害に遭ったもしくは遭っている生徒がいる可能性を十分に考慮し、気分が悪くなった場合は授業中にいつでも退席してよいことを伝えるとともに、配慮が必要と思われる生徒がいれば授業中の様子を特に注意深く見守る。可能であれば、養護教諭が授業に立ち会い、生徒の様子を見て適宜フォローする。
 - ・ 授業後に生徒からの相談があった場合のフォローアップについて、校内の関係者（担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、管理職等）で情報共有を行っておく。

⑤ 展開

	学習内容・活動	指導上の留意点	教材等
導入	・	・	
	・ 授業のねらいや全体像を知る	・ 授業のねらいと授業内容を説明する。	教材 P.1
	・ 学習上の注意点	・ 学習中に不調を来して退出したい等の場合は教師に申し出てよいこと等を伝える。	教材 P.2
展開	・ 大切な心と体を守ることに理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大切な心と体を守るためにはどうすればよいのか問いかけ、生徒に考えさせる。 ・ 距離感(境界線)の種類を例示することで、目に見えない人 	教材 P.3~7 ※身近な人か

	学習内容・活動	指導上の留意点	教材等
		<p>との距離感(境界線)の概念について伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 距離感(境界線)が守られていないときはどのようにすればよいかを生徒に考えさせ、自他の距離感(境界線)を守ることの大切さを理解させる。 ・ 「性的同意」の概念について、より明確に伝え理解させる。 ・ 「同意」なく距離感を詰める(境界線を越える)性的な行為は全て「性暴力」であることを理解させる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>距離感(境界線)とは： 自分の心と体は自分だけのものであり、相手も同様である。互いに心と体を尊重できているかを確認するための言葉を「距離感(境界線)」としている。</p> </div>	<p>らの性被害版 P.4-1、P.7-1</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性暴力の実態を知る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性暴力にはどのようなものがあるか、接触型暴力と非接触型暴力を例示する。 ・ 性暴力は「年齢に関係なく、身近な所で発生」していることをデータとともに記す。また、性暴力に性別は関係ないことを伝える。 ・ 事例は生徒の実態に応じて準備し、登場人物を同世代とすることで性暴力が身近な問題であることに気付かせる。 ・ デート DV には様々な暴力があることを伝える。 経済的暴力はデート DV に限らず、オンライン動画配信サイトにおけるライブ配信中に視聴者が配信者(いわゆるユーチューバー)に送れる「投げ銭機能(スーパーチャット)」をまねて、現実の場面でも憧れる気持ちやつながりを強めるためと誤信させられ、金銭を貢がされ続けるケースが増大していることなどを伝える。 	<p>教材 P.8～15 補足資料</p> <p>※ジェンダーバイアス対応版 P.9-1</p>

	学習内容・活動	指導上の留意点	教材等
		<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットや SNS 等上に載せた画像や動画は、見た人が勝手に保存する等、あとで消すことが難しくなることを伝える。 ・ いわゆる「性的ディープフェイク」事案が増大していることを伝える。 ・ 「本人がインターネットや SNS 等に性的な画像を上げない」だけでは不十分であり、卒業アルバムから生成できる性的ディープフェイク画像など、本人が何もしなくても、被害者になってしまうこと、また、加害側の視点から生成 AI を使った性的な画像加工やインターネットや SNS 等での拡散がトラブル、犯罪、人権侵害につながるケースがあることを伝える(ワークにおいて、補足資料を用いながら生徒間で議論させてもよい)。 ・ 電車通学の生徒が多い等、各校の実態に応じて、オプションスライドを用いるなど、痴漢被害について言及してもよい。 ・ 被害に遭うと心身に様々な傷を負うことを共有し、被害者が訴えにくい状況にあることを伝える。 ・ 非対等な人間関係が、性暴力につながる可能性があることを伝える。 ・ また、巧妙な性的グルーミングによって性暴力が発生していることを例示する。 ・ 加害者、被害者、傍観者にならないために、交際相手の写真を事例に、よりよい人間関係を築くことで性暴力防止につながることを伝える。 	<p>※痴漢被害版 P.11-1</p> <p>※ジェンダーバイアス対応版 P.13-1、 P.13-2</p>

	学習内容・活動	指導上の留意点	教材等
	<ul style="list-style-type: none"> 被害に遭ったときの対応を身に付ける 	<ul style="list-style-type: none"> 被害に遭ったら、どのように対応すればよいかを伝える。 友人から相談された場合も、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護者など信頼できる人に相談することをすすめる。 	教材 P.16～20
	<ul style="list-style-type: none"> ワーク 	<ul style="list-style-type: none"> 補足資料のデート DV、インターネットや SNS 等の危険性の事例（適宜選択）をもとに、登場人物の気持ちを考えさせ、被害に遭わない方法や加害者にならないようにするにはどうすればよいかを考えさせる。 グループ内でお互いの考えを交流し、どのようにすれば被害に遭わないか、加害者にならないかを話し合わせる。 	ワークシート（任意）
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> 全体のまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> グループごとに記入した感想や気が付いたことを発表させる。 相談機関、法律について補足説明する。 法律に関する補足説明にあたっては、味方になってくれる法律が加害の場合を除き、生徒に罰を与えるものではないことを補足する。 	配布資料

※性的グルーミング: 性的グルーミングとは、加害者が被害者（多くは子供や若者）に接近し、信頼関係を装って心理的に支配し、性的行為や搾取へ誘導する行為。褒め言葉や贈り物、秘密の共有などで心の距離を縮め、抵抗しにくい状況をつくり出すのが特徴。被害者に「自分が悪い」と思わせる心理操作も含まれる。

⑥ 授業の進め方の工夫、ワークのポイント

■ 授業の進め方の工夫

- 事例は、被害者が中学生、部活での出来事等、身近にありそうな設定にして他人事にならないようにする。
- 性暴力は、対等な人間関係が崩れて「上下・主従関係」が生まれることで起こると理解させることが重要である。そのため、教師と生徒も人として対等な関係であることを意識しながら、授業を進める必要がある。
- 教師からの一方向のみではなく、教師と生徒の双方向や生徒間での対話が生まれるよう、ワーク等を取り入れる。

■ ワークを行う際のポイント

- 生徒が、他の人の考え方を尊重しながら、意見や考えの違いを認め合うようにする。
- 特に配慮が必要と思われる生徒がいれば、グループ分けにあたり十分考慮する。

- ・ 被害経験のある生徒がいる可能性を考慮し、気分が悪ければ無理にワークに参加しなくてよいことを伝える。
- ・ 共学で授業を行う場合は、グループ内の性別が偏らないように留意する。
- ・ 授業の感想として被害経験を伝えてくる生徒がいる可能性を考慮し、授業の感想シート等を回収する際は、他の生徒に内容を読まれないよう十分注意する。

⑦ 参考資料

- ・ 内閣府「令和5年度男女間における暴力に関する調査」
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/r05_boryoku_cyousa.html
- ・ 内閣府「デートDVって？」
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/date_dv/index.html
- ・ 警察庁「STOP!痴漢」
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/bouhan/chikan/chikantaisaku2.html>

6. 指導の手引き（高校）

● 高校におけるねらい

以下について、生徒の発達の段階に応じてできるようになっていく。

- ・ 心と体には距離感(境界線)があるという認識を身に付け、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようにする。
- ・ 距離感(境界線)が守られないときに取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができるようにする。
- ・ 性暴力の例、背景、現状のデータを理解し、デートDV、インターネットやSNS等で見えない相手とつながることの危険性、セクシュアルハラスメント、JKビジネスについて考え、安全な意思決定ができるようにする。
- ・ 二次被害の例や背景を理解し、被害者の気持ちを尊重して、二次被害が起きないための発言や行動ができるようにする。
- ・ お互いの気持ちを尊重し、よりよい(望ましい)人間関係を構築しようとする態度を養う。

※距離感：自分と相手の心と体を尊重し、それぞれが心地よいと感じる距離を取ることができているかを確認するための言葉。

※境界線：自分が安心・安全と感じられる領域を守るバリアとして定義され、その形や大きさは人それぞれ異なるものであり、相手との関係性やその時々状況によって変化する。

※「距離感」や「境界線」は、どちらも各学校において用いられている状況があることから、本書では「距離感(境界線)」として示している。

● 指導事例

① 題材名「生命（いのち）の安全教育」

② 学年（目安）

高校1年生～3年生

③ 使用教材 教材の使用の有無については、生徒の発達や指導の場面に応じて判断する。

■ 教材

教材の使用の有無については、生徒の発達や指導の場面に応じて判断する。

- ・ 文部科学省作成のスライド教材「生命（いのち）の安全教育（高校）」
※一部のスライド教材の使用、並びにスライド教材内オプションスライドの差し替え、複数回、複数年次に分けての使用等について各校の独自判断にての工夫を想定。
- ・ 文部科学省作成の動画教材「生命（いのち）の安全教育動画教材（高校）」
※オプションスライドは動画教材では使用していないため、動画教材視聴の際は、各校の状況に合わせてオプションスライドで補足いただきたい。
- ・ 他（アンケート等）。

■ 授業で活用可能なその他教材（例）

- ・ 内閣府「令和5年度男女間における暴力に関する調査」

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/r05_boryoku_cyousa.html

④ 題材について

■ 題材設定の理由

- ・ 高校での性暴力は、人間関係が広がる中で、学校の先輩・同級生・後輩、交際相手、指

<p>導者等、身近な人から性暴力を受ける場合が多い。また、性暴力は年齢や性別を問わず起こっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害が増える一方で、大人に相談するのが難しくなりやすく、一人で抱え込むことがある。性暴力が起こる背景についても学び、自分が被害に遭った場合に信頼できる大人に話す等対処の方法を身に付ける必要がある。 自分や相手、一人一人を尊重することにより、加害者、被害者、傍観者にならないための思考や態度を身に付ける必要がある。 <p>■ 指導上の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近な事例や性暴力被害に関するデータ等を用いて学習することで、性暴力の実態を知り、自分自身も被害者や関係者になり得ることを理解させる。ただし、生徒の中には被害者がいる可能性を念頭に置き、説明の際の表現には十分注意が必要である(後述)。 加害者が身近な人である場合も少なくない。見知らぬ大人(特に男性)のみが危険と決めつけないようにしなければならない。 性暴力は、年齢や性別を問わず起こることを伝える。 他人との適切な距離感(境界線)や対等な関係の大切さを理解させ、性暴力が起こる背景を考えさせる。被害者にならないようにするためにはどうしたらよいか考えを深めるとともに、加害者・傍観者にもならないよう意識づけをする。 性暴力の被害の影響を伝え、性暴力の責任は加害者にあり被害者に責任を押し付けないこと、二次被害を生まないための周りの行いについて考えさせる。 上記と関連付けて性的同意について知識を深めるとともに、性的な行為については、合意の有無に関わらず、性感染症のリスクや、妊娠による社会的責任が生じ得ること等について、発達の段階を踏まえて、必要に応じて適宜指導する。 なお、教材の内容については各学校や地域の状況等に応じて、適宜内容の加除や改変を行った上での使用や、複数回、複数年次に分けて指導することも可能である。 <p>■ 「性暴力」というテーマを取り扱う上での配慮・留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> すでに被害を受けている生徒がいるかもしれないと意識すること。授業の中で、二次被害を受けることのないよう配慮が必要である。 過去に性暴力に遭った生徒がいることを把握している場合、授業前に個別に声をかけて授業に参加するかどうかは自分で決めてよいと伝える。また、学校側が把握していても、性暴力の被害に遭ったもしくは遭っている生徒がいる可能性を十分に考慮し、気分が悪くなった場合は授業中にいつでも退席してよいことを伝えるとともに、配慮が必要と思われる生徒がいれば授業中の様子を特に注意深く見守る。可能であれば、養護教諭が授業に立ち会い、生徒の様子を見て適宜フォローする。 授業後に生徒からの相談があった場合のフォローアップについて、校内の関係者(担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、管理職等)で情報共有を行っておく。
--

⑤ 展開

	学習内容・活動	指導上の留意点	教材等
導入	・ 授業のねらいや全体像を知る	・ 授業のねらいと授業内容を説明する。	教材 P.1
	・ 学習上の注意点	・ 学習中に不調を来して退出したい等の場合は教師に申し出てよいこと等を伝える。	教材 P.2

	学習内容・活動	指導上の留意点	教材等
展開	<ul style="list-style-type: none"> 大切な心と体を守ることに理解する 	<ul style="list-style-type: none"> 大切な心と体を守るためにはどうすればよいのか問いかけ、生徒に考えさせる。 距離感(境界線)の種類を例示することで、目に見えない人との距離感(境界線)の概念について伝える。 距離感(境界線)が守られていないときはどのようにすればよいかを生徒に考えさせ、自他の距離感(境界線)を守ることの大切さを理解させる。 「性的同意」の概念について、より明確に伝え理解させる。 「同意」なく距離感(境界線)を詰める(境界線を越える)性的な行為は全て「性暴力」であることを理解させる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>距離感(境界線)とは： 自分の心と体は自分だけのものであり、相手も同様である。互いに心と体を尊重できているかを確認するための言葉を「距離感(境界線)」としている。</p> </div>	<p>教材 P.3～7</p> <p>※身近な人からの性被害版 P.4-1、P.7-1</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 性暴力の実態を知る 	<ul style="list-style-type: none"> 性暴力にはどのようなものがあるか、接触型暴力と非接触型暴力を例示する。 性暴力は「年齢に関係なく、身近な所で発生」していることをデータとともに記す。また、性暴力に性別は関係ないことを伝える。 自身も被害者や関係者になり得るという現状について、性暴力被害に関するデータを用いて伝える。 事例は生徒の実態に応じて準備し、登場人物を同世代とすることで、性暴力が身近な問題であることに気付かせる。 デート DV には様々な暴力があることを伝える。 	<p>教材 P.8～17 補足資料</p> <p>※身近な人からの性被害版 P.9-1</p>

	学習内容・活動	指導上の留意点	教材等
		<p>経済的暴力はデート DV に限らず、オンライン動画配信サイトにおけるライブ配信中に視聴者が配信者(いわゆるユーチューバー)に送れる「投げ銭機能(スーパーチャット)」をまねて、現実の場面でも憧れる気持ちやつながりを強めるためと誤信させられ、金銭を貢がされ続けるケースが増大していることなどを伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットや SNS 等上に載せた画像や動画は、見た人が勝手に保存する等、あとで消すことが難しくなることを伝える。 ・ いわゆる「性的ディープフェイク」事案が増大していることを伝える。 ・ 「本人がインターネットや SNS 等に性的な画像を上げない」だけでは不十分であり、卒業アルバムから生成できる性的ディープフェイク画像など、本人が何もしなくても、被害者になってしまうこと、また、加害側の視点から、生成 AI を使った性的な画像加工やインターネットや SNS 等での拡散がトラブル、犯罪、人権侵害につながるケースがあることを伝える(ワークにおいて、補足資料を用いながら生徒間で議論させてもよい)。 ・ 電車通学の生徒が多い等、各校の実態に応じて、オプションスライドを用いるなど、痴漢被害について言及してもよい。 ・ 被害に遭うと心身に様々な傷を負うことを共有し、被害者が訴えにくい状況にあることを伝える。 	<p>※痴漢被害版 P.11-1</p>

	学習内容・活動	指導上の留意点	教材等
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の状況を踏まえた上で、必要に応じて、性暴力により妊娠したり性感染症にかかったりする場合もあることを伝える。 ・ 非対等な人間関係が、性暴力につながる可能性があることを伝える。 ・ また、巧みな性的グルーミングによって性暴力が発生していることを例示する。 ・ 加害者、被害者、傍観者にならないために、交際相手の写真を事例に、よりよい人間関係を築くことで性暴力防止につながることを伝える。 ・ 二次被害の例や背景を伝える。 	<p>※ジェンダーバイアス対応版 P.14-1、P.14-2</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害に遭ったときの対応を身に付ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害に遭ったら、どのように対応すればよいかを伝える。 ・ 友人から相談された場合も、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護者など信頼できる人に相談することをすすめる。 	<p>教材 P.18～22</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワーク 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補足資料のデート DV、インターネットや SNS 等の危険性、セクシュアルハラスメント、JK ビジネスの事例（適宜選択）をもとに、登場人物の気持ちを考えさせ、被害に遭わない方法や加害者にならないようにするにはどうすればよいかを考えさせる。 ・ グループ内でお互いの考えを交流し、どのようにすれば被害に遭わないか、加害者にならないかを話し合わせる。 	<p>ワークシート（任意）</p>
<p>まとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体のまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループごとに記入した感想や気が付いたことを発表させる。 ・ 相談機関や法律について補足説明する。 ・ 法律に関する補足説明にあたっては、味方になってくれる法律が、加害の場合を除き、生徒に罰を与えるものではないことを補足する。 	<p>配布資料</p>

※性的グルーミング：性的グルーミングとは、加害者が被害者（多くは子供や若者）に接近し、信頼関係を装って心理的に支配し、性的行為や搾取へ誘導する行為。褒め言葉や贈り物、秘密の共有などで心の距離を縮め、抵抗しにくい状況をつくり出すのが特徴。被害者に「自分が悪い」と思わせる心理操作も含まれる。

⑥ 授業の進め方の工夫、ワークのポイント

■ 授業の進め方の工夫

- ・ 事例は、被害者が高校生、アルバイト先や部活での出来事等、身近にありそうな設定にして他人事にならないようにする。
- ・ 性暴力は、対等な人間関係が崩れて「上下・主従関係」が生まれることで起こると理解させることが重要である。そのため、教師と生徒も人として対等な関係であることを意識しながら、授業を進める必要がある。
- ・ 教師からの一方向のみではなく、教師と生徒の双方向や生徒間での対話が生まれるよう、ワーク等を取り入れる。

■ ワークを行う際のポイント

- ・ 生徒が、他の人の考え方を尊重しながら、意見や考えの違いを認め合うようにする。
- ・ 特に配慮が必要と思われる生徒がいれば、グループ分けにあたり十分考慮する。
- ・ 被害経験のある生徒がいる可能性を考慮し、気分が悪ければ無理にワークに参加しなくてよいことを伝える。
- ・ 共学で授業を行う場合は、グループ内の性別が偏らないように留意する。
- ・ 授業の感想として被害経験を伝えてくる生徒がいる可能性を考慮し、授業の感想シート等を回収する際は、他の生徒に内容を読まれないよう十分注意する。

⑦ 参考資料

- ・ 内閣府「デートDVって？」
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/date_dv/index.html
- ・ 警察庁「STOP!痴漢」
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/bouhan/chikan/chikantaisaku2.html>

7. 指導の手引き（高校卒業直前）

● 高校（特に卒業直前の生徒）におけるねらい

- ・ 性暴力が起こる背景や、現状のデータ、具体的な事例を通して、性暴力について正しく理解できるようにする。
- ・ 性暴力の被害に遭いそうになったとき、もしくは被害に遭ったとき取るべき行動を理解し、適切に対応できるようにする。
- ・ 性暴力の加害者・傍観者にならないようにするために、性暴力は決して許されないものであることを理解し、適切な意思決定ができるようにする。

● 指導事例

① 題材名「生命（いのち）の安全教育」

② 学年（目安）

高校3年生

③ 使用教材 教材の使用の有無については、生徒の発達や指導の場面に応じて判断する。

■ 教材

- ・ 「生命（いのち）の安全教育（高校卒業直前）」
※ 高校卒業前に啓発資料として配布し、卒業前の生徒の実情等を踏まえて必要に応じて指導するものとする。

■ 授業で活用可能なその他教材・資料（例）

- ・ 内閣府「令和5年度男女間における暴力に関する調査」
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/r05_boryoku_cyousa.html

④ 題材について

■ 題材設定の理由

- ・ 性暴力は身近な問題であり、知り合いから性暴力を受ける場合が多いことを理解する必要がある。
- ・ 生徒は高校卒業後の進学先や職場等で、性暴力に遭う可能性があり、被害を未然に防ぐためにできることや、被害に遭った場合の対処法を事前に理解する必要がある。
- ・ 被害が起きないような環境づくりが重要であり、加害者、傍観者にならないための思考や態度を身に付ける必要がある。

■ 指導上の留意点

- ・ 性暴力について正しく理解できるよう、定義や現状、事例等を交えて指導する。性暴力被害に関するデータを紹介することで、被害が身近に起きていることを生徒が実感する上での一助となる。また、必要に応じて性暴力に関連する刑法の条文（後述）も紹介する。ただし、生徒の中には被害者がいる可能性を念頭に置き、説明の際の表現には十分注意が必要である。
- ・ 性暴力が起きる原因を考えさせ、被害が起きないためにはどうしたらよいかについて考えを深めさせる。また、加害者・傍観者にならないために何ができるかを考えさせて、意識づけを行う。
- ・ 性的な行為については、合意の有無に関わらず、性感染症のリスクや、妊娠による社会的責任が生じ得ること等について、発達の段階を踏まえて、必要に応じて適宜指導する。

- 「性暴力」というテーマを取り扱う上での配慮・留意事項
 - ・ すでに被害を受けている生徒がいるかもしれないと意識すること。授業の中で、二次被害を受けることのないよう配慮が必要である。
 - ・ 過去に性暴力に遭った生徒がいることを把握している場合、授業前に個別に声をかけて授業に参加するかどうかは自分で決めてよいと伝える。また、学校側が把握していなくても、性暴力の被害に遭ったもしくは遭っている生徒がいる可能性を十分に考慮し、気分が悪くなった場合は授業中にいつでも退席してよいことを伝えるとともに、配慮が必要と思われる生徒がいれば授業中の様子を特に注意深く見守る。可能であれば、養護教諭が授業に立ち会い、生徒の様子を見て適宜フォローする。
 - ・ 授業を通じて生徒が、被害に遭っているので相談したいと思ったり、あるいは自分が性暴力に遭ったことに気づいたりする可能性がある。困ったことがあれば周りの信頼できる人や専門機関に相談するよう生徒に伝える。

⑤ 展開

	学習内容・活動	指導上の留意点	教材等
導入	・ 学習上の注意点	・ 学習中に不調を来して退出したい等の場合は教師に申し出てよいこと等を伝える。	—
	・ 授業のねらいや全体像を知る	・ 授業のねらい、授業で取り扱われる内容の全体像を説明する。	教材 P.1
展開	・ 性暴力とは何かを知る	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒によって前提知識が異なる可能性があることも考慮しつつ、基本的知識を伝える。 ・ 性暴力は人権侵害で決してあってはならないものであること、被害者は悪くないことを伝える。 	教材 P.2 ※ <u>ジェンダーバイアス対応版</u> P.2-1
	・ 性暴力のデータ、事例、その背景等を理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性暴力が身近で起きていることを説明する。 ・ 事例や背景の説明を通じて、どのようなことが性暴力にあたり、なぜそのようなことが起こるのかを伝える。 	教材 P.2～3
	・ 性暴力が起きないようにするために、良好な関係性の構築が重要であることや、同意のない行為は性暴力であることを理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性暴力が起きないようにするためのポイントを説明する。 ・ 周りの人の心と体を大切にするためにできることについて、ペアワークやグループワークで考えさせる時間を取ってもよい。 	教材 P.3
	・ 性暴力の被害に遭ったとき、相談を受けたとき、見かけたとき取るべき行動を理解する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害に遭ったときには、一人で抱え込まず、専門機関や信頼できる人に相談することを伝える。 ・ 相談を受けたときに二次被害を防ぐこと、見かけたときに可能 	教材 P.4

	学習内容・活動	指導上の留意点	教材等
		であれば介入することの大切さを伝える。	
まとめ	・ 全体のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性暴力をなくすためには、お互いの心と体を大切にすることが重要であると伝える。 ・ 授業の感想や考察等を、任意の用紙に自由に記入させて、回収してもよい。 	—

⑥ 授業の進め方の工夫、ワークのポイント

<p>■ 授業の進め方の工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、性暴力のデータや事例等を掲示して説明する。 ・ 性暴力は、対等な人間関係が崩れて「上下・主従関係」が生まれることで起こると理解させることが重要である。そのため、教師と生徒も人として対等な関係であることを意識しながら、授業を進める必要がある。 ・ 教師からの一方向のみではなく、教師と生徒の双方向や生徒間での対話が生まれるよう、質問や挙手等を交えながら授業を行う。 <p>■ ワーク（任意）を行う際のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒が、他の人の考え方を尊重しながら、意見や考えの違いを認め合うようにする。 ・ 特に配慮が必要と思われる生徒がいれば、グループ分けにあたり十分考慮する。 ・ 共学で授業を行う場合は、グループ内の性別が偏らないように留意する。 ・ 授業の感想として被害経験を伝えてくる生徒がいる可能性を考慮し、授業の感想シート等を回収する際は、他の生徒に内容を読まれないよう十分注意する。

⑦ 参考資料

<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府「デートDVって？」 ・ https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/date_dv/index.html
--

⑧ 参考情報

<p>刑法</p> <p>https://laws.e-gov.go.jp/law/140AC0000000045/20230713_505AC0000000066#Mp-Pa_2-Ch_22-At_179-Pr_2</p> <p>〈関連条文（抜粋）〉 （不同意わいせつ）</p> <p>第一百七十六条 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。</p> <p>一 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。</p> <p>二 心身の障害を生じさせること又はそれがあつること。</p> <p>三 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があつること。</p> <p>四 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。</p>

- 五 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。
 - 六 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。
 - 七 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。
 - 八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。
- 2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。
 - 3 十六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

（不同意性交等）

- 第七十七条 前条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は膣若しくは肛門に体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であってわいせつなもの（以下この条及び第七十九条第二項において「性交等」という。）をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処する。
- 2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、前項と同様とする。
 - 3 十六歳未満の者に対し、性交等をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

（十六歳未満の者に対する面会要求等）

- 第八十二条 わいせつの目的で、十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
- 一 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。
 - 二 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。
 - 三 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。
- 2 前項の罪を犯し、よってわいせつの目的で当該十六歳未満の者と面会をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
 - 3 十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいずれかの行為（第二号に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。）を要求した者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。
 - 一 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿勢をとってその映像を送信すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、膣又は肛門に身体の一部（陰茎を除く。）又は物を挿入し又は挿入される姿勢、性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀でん部又は胸部をいう。以下この号において同じ。）を触り又は触られる姿勢、性的な部位を露出した姿勢その他の姿勢をとってその映像を送信すること。

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

<https://laws.e-gov.go.jp/law/505AC0000000067>

〈関連条文（抜粋）〉

（性的姿態等撮影）

第二条 次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 正当な理由がないのに、ひそかに、次に掲げる姿態等（以下「性的姿態等」という。）のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたもの（以下「対象性的姿態等」という。）を撮影する行為

イ 人の性的な部位（性器若しくは肛こう門若しくはこれらの周辺部、臀でん部又は胸部をいう。以下このイにおいて同じ。）又は人が身に着けている下着（通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。）のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分

ロ イに掲げるもののほか、わいせつな行為又は性交等（刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十七条第一項に規定する性交等をいう。）がされている間における人の姿態

二 刑法第七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は十三歳以上十六歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前二項の規定は、刑法第七十六条及び第七十九条第一項の規定の適用を妨げない。

（性的影像記録提供等）

第三条 性的影像記録（前条第一項各号に掲げる行為若しくは第六条第一項の行為により生成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部（対象性的姿態等（前条第一項第四号に掲げる行為により生成された電磁的記録その他の記録又は第五条第一項第四号に掲げる行為により同項第一号に規定する影像送信をされた影像を記録する行為により生成された電磁的記録その他の記録にあつては、性的姿態等）の影像が記録された部分に限る。）を複写したものをいう。以下同じ。）を提供した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 性的影像記録を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（性的影像記録保管）

第四条 前条の行為をする目的で、性的影像記録を保管した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

(性的姿態等影像送信)

第五条 不特定又は多数の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 正当な理由がないのに、送信されることの情を知らない者の対象性的姿態等の影像（性的影像記録に係るものを除く。次号及び第三号において同じ。）の影像送信（電気通信回線を通じて、影像を送ることをいう。以下同じ。）をする行為
 - 二 刑法第一百七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像の影像送信をする行為
 - 三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは不特定若しくは多数の者に送信されないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像の影像送信をする行為
 - 四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者の性的姿態等の影像（性的影像記録に係るものを除く。以下この号において同じ。）の影像送信をし、又は十三歳以上十六歳未満の者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、当該十三歳以上十六歳未満の者の性的姿態等の影像の影像送信をする行為
- 2 情を知って、不特定又は多数の者に対し、前項各号のいずれかに掲げる行為により影像送信をされた影像の影像送信をした者も、同項と同様とする。
- 3 前二項の規定は、刑法第一百七十六条及び第一百七十九条第一項の規定の適用を妨げない。

(性的姿態等影像記録)

第六条 情を知って、前条第一項各号のいずれかに掲げる行為により影像送信をされた影像を記録した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の罪の未遂は、罰する。

8. 指導の手引き（特別支援教育）

障害のある児童生徒等に対する指導に当たっては、障害の状態等を考慮し、指導内容や指導方法を工夫することが必要である。その指導の参考となるよう、以下では、特に知的障害のある児童生徒等に対する指導について記述する。

● 特別支援教育におけるねらい

以下について、児童生徒等の発達の段階に応じてできるようになっていく。

- ・ 自分と他の人の大切な所（「水着で隠れる部分」等）を守るルールを理解できる。
- ・ 「じぶんのからだ」も「ほかのひとのからだ」も大切であることを理解し、安全な意思決定や、相手の気持ちを尊重した意思決定ができるようにする。
- ・ 嫌な触られ方をしたときや、自分の心と体が守られていないと感じたとき取るべき行動を理解し、相談方法を身に付けることができる。

※ ただし、知的発達の状態により習熟度は異なるため、指導者においては上記を参考に一人一人の児童生徒等に対する指導目標を検討することが必要である。

※ 自分の体：体はどこもすべて大切なその人だけのもの（プライベートなところ）といった、誰もが心と体が尊重されることを表す用語として「プライベートゾーン」「プライベートパーツ」がある。なかでも、むね、おしり、性器、口を指して用いられ、水着で隠れる部分と説明されることがある。

● 指導事例

① 実施場面

発達の段階や障害の状態等に応じた指導を適宜実施する。

② 使用教材

スライド教材「生命（いのち）の安全教育」

（一部のスライド教材の使用、並びにスライド教材内オプションスライドの差し替え、複数回に分けての使用等について各校の独自判断にての工夫を想定）。

動画教材（オプションスライドは動画教材では使用していないため、動画教材視聴の際は、各校の状況に合わせてオプションスライドで補足いただきたい）。

③ 実施方法

性暴力というテーマは、内容によっては各校が定める教育課程内の授業で扱うことが難しい可能性があるため、放課後等における生徒相談等において本教材を工夫して活用するなどしながら、指導を実施する。

指導の際は、教材の全ての内容を児童生徒等に伝えるのではなく、児童生徒等の実態を踏まえて教材の中から必要な内容を精選した上で対応する。

④ 指導について

■ 指導の理由

- ・ 児童生徒等が性暴力の当事者にならないよう、正しい知識や思考（自分だけの大切な所、自分と相手を大切にすること等）を児童生徒等に伝える必要がある。
- ・ 障害者が関わる性暴力については、知的障害等により性暴力として認識しづらいため、潜在化しやすいと言われている。障害のある児童生徒等が、どのような行動が性暴力であるかを理解し、被害加害について正しく認識できるようにする必要がある。
- ・ 障害のある児童生徒等においてもインターネットや SNS 等を通じて性暴力被害に遭うケースがあり、インターネットや SNS 等を介した「デジタル性暴力」を含む性暴

力の未然防止のため、インターネットや SNS 等を利用する際に気を付けることや、困ったときの対応方法を伝える必要がある。

■ 指導上の留意点

- ・ 指導に当たっては、学習指導要領に示されている性に関する指導の内容や、各都道府県等で作成されている手引き等を十分に踏まえるものとする。
- ・ 児童生徒等や保護者から相談が寄せられていなくても、児童生徒等が気になる行動をしている場合には個別指導を行う。
- ・ 学校教育全体で性暴力防止に向けた教育に取り組み、身近な生活に結び付けやすい場面から、繰り返し指導を行うことが大切である。
- ・ なお、教材の内容については各学校や地域の状況等に応じて、適宜内容の加除や変更を行った上での使用や、複数回、複数年次に分けて指導することも可能である。

※デジタル性暴力: インターネットやスマートフォンなどのデジタル機器を利用して行われる性的な暴力の総称。被害者の同意なく性的な画像を撮影・拡散したり、性的な関係を強要したりする行為などが含まれる。デジタル性暴力は、被害者の尊厳を深く傷つけ、長期にわたる精神的苦痛を与える深刻な人権侵害である。

⑤ 教材を活用する上での工夫

知的障害のある児童生徒等への指導に当たっては、当該児童生徒等の障害の状態等を踏まえて、教材や指導上の工夫を行うことが必要である。

ここでは、小学校低・中学年、小学校高学年、中学校向け教材を活用する場合の例を取り上げるが、実際の指導に当たっては、本手引きで示す各段階における学習展開例等を参照しながら、児童生徒等の障害の状態等に応じて、適切に教材を選定し活用いただきたい。

(小学校低・中学年向け教材を活用する場合の例)

■ 教材の工夫

- ・ 「自分の体も他の人の体も大切であること」や、「じぶんだけの大切な所（水着で隠れる部分等）」は、性暴力防止の根幹を成す考え方であり、児童生徒等に繰り返し正しく伝えることが大切である。
- ・ 児童生徒等がイメージできない言葉がある可能性があるため、児童生徒等の発達の段階や障害の状態等に応じて、平易な言葉に置き換えて説明する。
- ・ 必要に応じて、困ったときの対応方法について実践練習（ロールプレイ等）をさせる。

■ 指導上の工夫

- ・ 日常生活の場面に結び付けながら説明することで、児童生徒等が指導内容について具体的にイメージし、理解できるようにする。
- ・ 指導の最後に、じぶんだけの大切な所がどこかを児童生徒等に問いかけるなど、指導内容の振り返りを行ってもよい。

(小学校高学年向け教材を活用する場合の例)

小学校低・中学年（前述）と同様の工夫をした上で、小学校高学年向けの教材を活用する際には以下の工夫も行う。

■ 教材の工夫

- ・ 必要に応じて漢字にルビをふる。
- ・ 児童生徒等がイメージできない言葉（距離感(境界線)等）がある場合は、わかりやすくかみ砕いて説明する。

※ 距離感(境界線): 自分の心と体は自分だけのものであり、相手も同様である。互いに心と体を尊重するためには、それぞれが心地よいと感じる他人との距離があり、その距離を取ることができているかを確認するための言葉を「距離感(境界線)」と

している。

■ 指導上の工夫

- ・ インターネットや SNS 等を積極的に利用している児童生徒等もいることに鑑み、指導する児童生徒等のインターネットや SNS 等の利用状況を聞いた上で、インターネットや SNS 等を利用する際に気を付けることや困ったときの対応方法を説明する。

※距離感：自分と相手の心と体を尊重し、それぞれが心地よいと感じる距離を取ることができているかを確認するための言葉。

※境界線：自分が安心・安全と感じられる領域を守るバリアとして定義され、その形や大きさは人それぞれ異なるものであり、相手との関係性やその時々状況によって変化する。

※「距離感」や「境界線」は、どちらも各学校において用いられている状況があることから、本書では「距離感(境界線)」として示している。

(中学校向け教材を活用する場合の例)

■ 教材の工夫

- ・ 必要に応じて漢字にルビをふる。
- ・ 生徒がイメージできない言葉（距離感(境界線)、デート DV 等）がある場合は、わかりやすくかみ砕いて説明する。
 - ※ 距離感(境界線)：自分の心と体は自分だけのものであり、相手も同様である。互いに心と体を尊重するためには、それぞれが心地よいと感じる他人との距離があり、その距離を取ることができているかを確認するための言葉を「距離感(境界線)」としている。
 - ※ デート DV：交際している相手との間に起こる暴力のことである。殴る、蹴るといった体に対する暴力や、相手を思いどおりにする、一方的に言うことを聞かせようとするといった心に対する暴力等がある。自分が嫌だと思ったことは嫌だと言えることや、相手の嫌がることはしないこと等を、生徒に対して平易な言葉で伝えることが大切である。
- ・ 事例等を用いて、どのような点が危険であるか、どのように対応するのがよいかを生徒に考えさせてもよい。
- ・ 必要に応じて、困ったときの対応方法について実践練習（ロールプレイ等）をさせる。

■ 指導上の工夫

- ・ 日常生活の場面に結び付けながら説明することで、生徒が指導内容について具体的にイメージし、理解できるようにする。
- ・ 性暴力に関する正しい知識をどの程度持っているかは、生徒の発達の段階や障害の状態、指導する時点までの生活様式等に応じて個人差がある。そのため、状況によっては、小学校向けの教材に記載されている「自分の体も他の人の体も大切であること」「自分と他人の大切な所（水着で隠れる部分等）」等の内容を振り返った上で、デート DV やインターネットや SNS 等の危険性等を伝えていくことが必要である。
- ・ インターネットや SNS 等を積極的に利用している生徒もいることに鑑み、生徒のインターネットや SNS 等の利用状況を聞いた上で、インターネットや SNS 等を利用する際に気を付けることや困ったときの対応方法を説明する。
- ・ 指導の最後に、指導内容の振り返りを行ってもよい。

⑥ 児童生徒等から相談を受けた場合の対応のポイント

「指導の手引き（概論）」の「児童生徒等から相談を受けた場合の対応のポイント（各段階等共通）」の内容を踏まえて、児童生徒等への対応を行う。また、特別支援教育における児童生徒等への相談対応として特に留意が必要な点を以下に示す。

- ・ 知的障害のある児童生徒等の発言内容をしっかりと把握できるよう、最後まで話を聞

くことが大切である。また相談を受けた際には、児童生徒等が大げさな説明をしている等の先入観をもたないように気を付ける必要がある。

- ・ 性暴力について、本人が加害や被害として認識していない場合がある。そのため、本人が加害や被害であると認識できるよう、本人に分かりやすく伝えることが必要である。
- ・ 被害に遭った児童生徒等が過度に不安に感じないように、養護教諭のみならず必要に応じてスクールカウンセラー等の心理の専門家等と連携し、心のケアに当たることが重要である。また、学校だけで解決しようとせず、児童相談所等の外部の専門機関と連携して対応することが重要である。

⑦ 保護者への対応

- ・ 障害のある児童生徒等（特に知的障害のある児童生徒等）への指導に当たっては、保護者の理解を得て、保護者と連携しつつ児童生徒等に対応することが重要である。
- ・ 事前に保護者に対して指導内容を説明し、理解を得ることが望ましい。緊急対応の場合は、指導内容を速やかに保護者に説明する。
- ・ 必要に応じて家庭で担うポイントを紹介し、実践いただく。
- ・ 保護者から気になることや相談したいこと等を適宜伝えていただき、個別指導が必要な児童生徒等に迅速かつ適切に対応できるようにする。
- ・ 保護者から相談を受けた場合は、児童生徒等への対応を行うとともに、保護者への対応も行う。また、状況に応じて専門機関の紹介を行う。

※「1. 概論（各段階等共通）」における「● 保護者への対応（小学校以降）」についても、必要に応じて参照すること。

以上